

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

イオン株式会社

イオンモール株式会社

2025年7月1日

株式交換に係る事後開示事項

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンモール株式会社
代表取締役社長 大野 恵司

イオン株式会社（以下「イオン」といいます）及びイオンモール株式会社（以下「イオンモール」といい、イオンとイオンモールを総称して、以下「両社」といいます）は、2025年4月11日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、イオンを株式交換完全親会社、イオンモールを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2025年7月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったイオンモールの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

イオンモールは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2025年6月9日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるイオンの商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行ったイオンモールの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

イオンは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

イオンは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 6 月 9 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるイオンモールの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、イオンは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりイオンに移転したイオンモールの株式の数は、本株式交換によりイオンがイオンモールの発行済株式の全部（ただし、イオンが所有するイオンモールの株式を除きます）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます）のイオンモールの発行済株式総数からイオンが所有するイオンモールの株式の数を除外した、95,265,203 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) イオンは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をイオンに通知したイオンの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります）はおりませんでした。
- (2) イオンモールは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 5 月 22 日開催の第 114 期定時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) イオンモールの普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において、2025 年 6 月 27 日に上場廃止となりました。
- (4) イオンモールは、2025 年 5 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において所有していた自己株式 4,927 株の全てを消却いたしました。
- (5) イオンは、本株式交換により、基準時のイオンモールの株主（ただし、前記（4）に記載のイオンモールの自己株式の消却後の株主をいい、イオンを除きます）に対して、その所有するイオンモールの普通株式 1 株につきイオンの普通株式 0.65 株の割合をもって、イオンの普通株式を割当交付いたしました。なお、イオンが割当交付したイオンの普通株式の合計は 61,922,381 株です。
- (6) 本株式交換に伴い増加した、イオンの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
 - ① 資本金 : 0 円
 - ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条の規定に従いイオンが別途適当に定める金額
 - ③ 利益準備金：0 円

以上